

# 令和6年度 設計業務等標準積算基準 の改定について

国土交通省 大臣官房 技術調査課 課長補佐 たかみ やすひこ  
高見 泰彦

## 1 はじめに

設計業務等標準積算基準（以下、「積算基準」という）は、国土交通省が発注する河川事業及び道路事業等における測量業務、地質調査業務、土木設計業務等の適正な予定価格の算定を目的として、積算に必要な事項を定めています。

令和元年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、まとめられた「発注関係事務の運用に関する指針」では、「最新の業務履行の実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する」こととされています。それを受け、歩掛実態調査や諸経費動向調査などにより、社会情勢の変化や業務実態の変化などを的確に把握し、積算に用いる歩掛や各種補正係数、諸経費率、一般管理費等率に反映しています。

本稿では、令和6年2月及び3月に公表した積算基準の改定内容を紹介します。

## 2 歩掛実態調査を踏まえた歩掛の制定

歩掛実態調査の結果を踏まえ、（地質）解析等調査業務の歩掛「計画準備」を制定しました（表-1）。

## 3 諸経費動向調査を踏まえた諸経費率の改定

諸経費動向調査の結果を踏まえ、地質調査業務の諸経費率を改定しました（図-1）。

## 4 諸経費動向調査を踏まえた低入札価格調査基準の改定

諸経費動向調査の結果を踏まえ、測量業務、地質調査業務、土木設計業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費、一般管理費等の算入率を0.48から0.50へ改定しました。

また、設計業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から81%へ改定しました（図-2）。

表-1 計画準備の制定

(1業務当り)

工程	職種	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
計画準備				1.5	2.5	2.5	2.0		

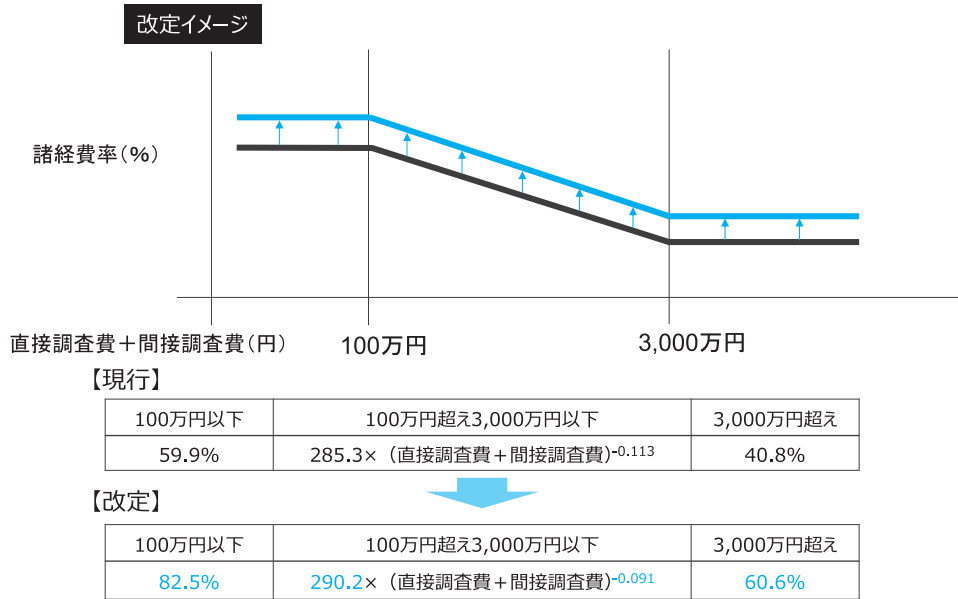


図-1 地質調査業務の諸経費率の改定

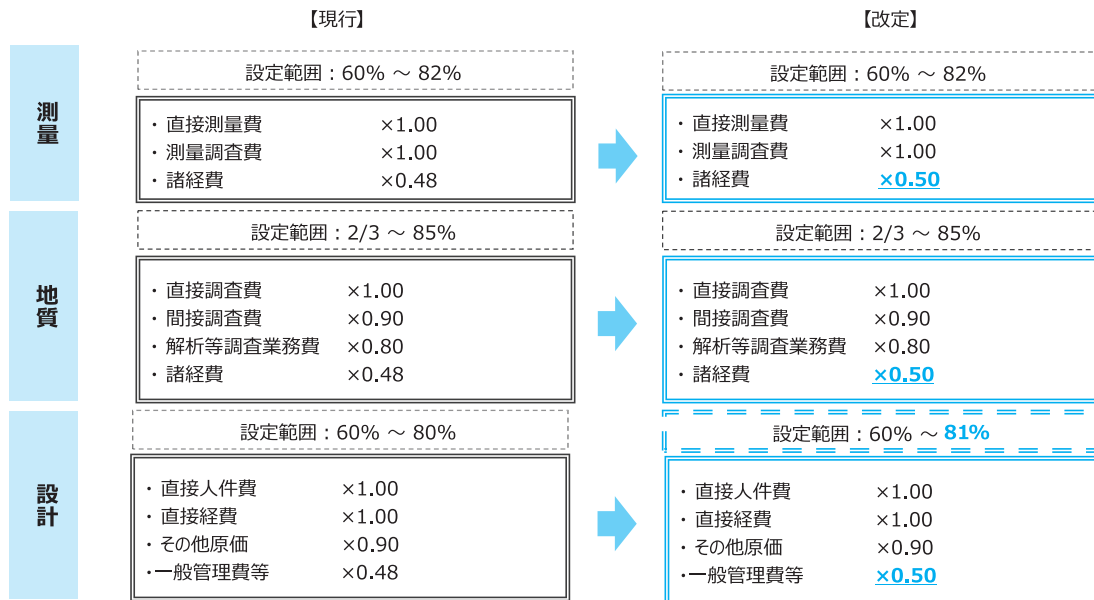


図-2 低入札価格調査基準の改定

5

おわりに

今後も歩掛実態調査や諸経費動向調査等の実態調査を進め、その結果に基づき必要に応じ積算基準類を改定する等、適正な予定価格の算定に努め

てまいります。

なお、積算基準は、あくまで標準的な業務を想定して予定価格を算出するためのツールです。業務発注にあたっては、現場条件等を踏まえた適切な積算となるように設計図書等の作成をお願いします。